



4/9(土)新歓学び庵 30名が参加して大盛況 子どもを引き付ける授業、教材がたくさん！ 子ども・保護者と向き合う大切なことが聞けた！

4月9日(土)第一回学び庵を開催しました。約30名の先生が参加してくれました。

「つながり」をテーマに学級づくり・授業づくりで大切にしていることについて2人の先生からレポートしていただきました。

さだ東小学校の小西先生からは、「作文」の授業を通して、子どもたちの思いをどう引き出すのか、安心して自分の思いを出せるクラスづくりとは・・・についてたくさんのお話を学びました。学級通信からも、こどもに対する温かい眼差し、子どもたちの生き生きしている様子が伝わってきました。



元中学校の国語の先生をされていた小池先生からも、生徒同士、先生と生徒、保護者と先生とのつながり、関わり方について聞かせていただきました。生徒同士がお互いを知って、信頼関係を築き、安心して過ごせるクラスを丁寧に作られてきた様子が伝わってきました。また、保護者との信頼関係を結ぶためのヒントも大変参考になりました。

(参加者の声) 不安でいっぱいだけど、頑張っていこう、 子どもたちにしっかり向き合っていこうと思えた

★学級づくりや学級通信など知りたいことをたくさん知ることができ、参加して良かったです。新任として採用されて、不安でいっぱいですが、改めて頑張っていこう、子どもたちにしっかり向き合っていこうと坎じられました。

★お二人とも子どものことを一番に考えた丁寧な学級づくりをされていて、大切にしないといけないことを再確認できて良かったです。

★新任で教員になりました。やらなければならないことがとても多すぎて、不安やわからないことを抱えての参加でしたが、まずは今の自分ができそうなことからチャレンジしてみようと思いました。すごい先生にならなくていい、1年間で完成させなくてもいい、そんな少し軽い気持ちになれた気がします。

★この時期、不安と緊張と忙しさで余裕のない日々を過ごしていましたが、お二人のお話を聞いて、「子どもと関わることの楽しさ」「教師として自分ができること」「クラスを作っていくことの喜



び」そして、何より「子どものかわいらしさ」を改めて思い出すことができました。「仕事がんばろう～、子どもの笑顔が見たいな～」という気持ちになりました。

★学級通信にこどもたちのことを載せると、記録になるし、お互いをわかり合うきっかけにもなると改めて思いました。

★学級通信で子どもたちがつながる、おうちの人に知ってもらい、自分の思いを伝える、認めるために少しずつでも書いてみようと思いました。また、作文を通して成長を感じたり、心の思いを知ったりできるのが素敵だなと感じました。

4/2(土)ひらかた九条の会、 望月衣塑子さん講演会

4月2日(土)、枚方市総合文化芸術センターで東京新聞記者の望月衣塑子さんの講演が行われました。

「なぜ九条を変えたがる」をテーマにして、映画「新聞記者」の製作についての話や、官房長官時代の菅元首相とのリアルなやり取りなど現場の取材に基づく、日本の政治の根本的な問題に切り込んだ、迫力のあるお話が聞けました。

さらに、テレビや新聞などの大手のマスコミ、ネットニュースだけでは理解が難しい、日本の政治の根本的な問題点を、わかりやすくお話しされて、パワフルな口調に90分間引き付けられる内容でした。



全教共済の医療共済、コロナ療養に給付が出来ます！

大教済では、全教共済の医療共済加入者に対して、新型コロナ感染による入院・宿泊施設・自宅療養に対して給付が行われます。自宅療養に伴う急な出費に対して、「大変助かる」と加入者からの声が寄せられています。

給付はコロナ感染の証明などが必要です、詳しくは大教済まで連絡をお願いします。

大教済ホームページ QRコード⇒



新採の先生に、7月15日まで総合教済に加入すれば 医療共済、総合共済各3口を1年間サービス

大教済では、今年度新採の方に、7月15日までに総合共済に加入すれば、医療共済3口、生命共済3口、を1年間無料でプレゼントします。

生命共済3口、医療共済3口でこれだけ給付

死亡	300万円	入院	1日3000円
後遺障害	3~150万	手術見舞い金	最高15万円

総合共済は月600円の掛け金で、たくさんのお祝い

金が受けられる上に、退会時には掛け金が全額返金されます。

特に、このキャンペーンの医療共済3口で、コロナ感染で療養に1日3000円の給付ができます。

例 コロナ陽性で7日の自宅療養 3000円×7日=21,000円の給付に

医療共済3口の例です 申込みは上の大教済ホームページ QRコードから出来ます

4月育児・介護休業法改正 新しい休暇・取得条件緩和 誰もが仕事と両立でき、取得しやすい環境整備を

4月から、育児・介護休業法が改正され、これにともない、新しい休暇と取得条件が緩和されます。
(右の表を参照)

育児・介護休業法は、育児や介護をしなければならない労働者が、円滑に仕事と両立できるよう配慮し、働き続けられるよう支援するための法律です。

さらに改正されたことを受けて、「育休を取得しやすい環境整備」「妊娠・出産での制度の周知・意向確認」「非常勤などの有機雇用者への取得要件の緩和」などが、市教委などに義務付けられます。さらに10月には男性の育休取得を促進するための制度改正も控えています。

育休・介護休は、「申し出を拒むことが出来ない」権利です(育児介護休業法)

取得しやすい環境整備・対応が市教委としての責務

「誰もが仕事と両立できる」ために制定されたのが、育児・介護休業法です。今回の改正では特に「取得しやすい環境整備」が市教委などに義務づけられるものとなっています。

しかし育児・介護の制度については、取得する時に様々な悩みで、組合への相談も寄せられることがしばしばあります。

法律の趣旨から、取得にブレーキ・プレッシャーになるような言動、対応はあってはなりません。「仕事と両立できる」権利が誰もが使えることこそ、誰もがいつまでも働き続けられる職場であるはずで

そもそも、これらの改正は「少子化」「介護離職」「労働力不足」が深刻化して、とりわけ女性に負担がかかる現状を変えるためのもので、教員不足に悩む学校現場にとっても切実な課題です。

実効ある働き方改革、教員増、少人数学級拡充

出産、育児、介護の休暇、取得しやすいような職場環境の整備こそ

一方、多忙化と教員不足が常態化する学校現場で、「代替講師が来ない」という現実、休暇を取ること、「申し訳なさ」まで感じさせられてしまう人さえいるといわれます。

特に、会計年度任用職員については、代替講師が配置されていません。気兼ねなく取得しやすい制度にするためにも、代替講師の配置を枚方教組・大教組は府教委に強く求めています。

職員にとっても、職場全体にとっても、当たり前な権利・制度を使えるように、実効ある働き方改革、教員増や少人数学級の拡充こそ求められます。これらは、教育条件整備を本来の使命とする教育委員会の責務であるはずで、早急な条件整備を進めるべきです。

新学期から、なぜこんなに忙しいんだ！

職員会議から、入学式、始業式と例年の動きのはずが、「何でこんなに新学期から忙しいんだ」「こんなに忙しかったことはなかった」と声が寄せられています。

授業時数確保を考えて、入学式、始業式荷もツメツメの行事、授業予定にくわえて、タブレット、シールド、コロナ健康観察なども積み重なり、中には入学式から新入生にタブレット配布、設定の学校も。さらに4月初めから次々と研修やオンラインの説明会もかさなり、年度初めの、子どもたちとの出会いやつながりづくりの時間さえ難しい実態です。

GTECはなくなったといっても、今年も「自校採点」は行うとしています。早急に実効ある働き方改革の実現のために力を合わせて声を上げましょう。

新しい休暇・取得条件の緩和

出生サポート休暇 有給休暇へ

4月1日から不妊治療休暇が、出生サポート休暇として、無給から有給休暇に変更されます。これは常勤講師も同じように適用されます。さらにLGBTQ等の職員についても適用の対象となります。

取得できるのは、1会計年度につき5日(体外受精や顕微授精に係る場合は10日)以内です。

会計年度任用職員(府費非常勤職員)の休暇の新設・改定

- ①出生サポート休暇(有給・新設)
- ②産前産後休暇(有給化)
- ③配偶者出産休暇、④配偶者育児参加休暇(新設)
- ⑤子の看護休暇 ⑥短期介護休暇

「6月以上の継続勤務」から「6月以上の継続勤務または6月以上の任用予定期間」へ取得要件の緩和)

- ⑦育児休業、⑧介護休暇、⑨部分休業、⑩介護時間

「在職期間1年以上」の取得要件を廃止

- ⑪LGBTQの職員の出生サポート休暇の追加、

の11項目で休暇制度を改定した。詳しくは枚方教組のホームページを参照して下さい。

育児休業取得の意向調査

今回、育児休業の条例や人事院規則の改定により、仕事と育児の両立をすすめるために、育休取得の意向について要件のある職員に用紙を配り、育休取得を促進することが義務づけられています。

育児休業を気兼ねなく取得できるように、府教委は、当該要件のある職員に、「不利益の扱いを受けることはない」「妊娠、出産、育児にかかわるハラスメント校を許さない」ことを強調しての意向調査実施となっているとしています。